

中国における中小企業の位置づけに関する一考察

木 幡 伸 二

〈抄 録〉

2003 年の「中小企業促進法」の制定によって、中国の中小企業は本格的な発展を開始した。まだ、中小企業関連の統計が整備されていないが、その発展は十分に確認することができる。「促進法」以前にも中国では社隊企業や郷鎮企業などの形で中小企業は存在してきたが、このような農村から発展した中小企業に加えて、国有企業改革、戦略的再編の中から誕生した中小企業も存在している。中小企業の抱える困難は基本的に変わっていないが、近年はその複雑化がみられる。それに対応して最近では中央政府・地方政府が本格的な中小企業支援の制度や政策の整備に乗り出している。中国の中小企業は中国の経済発展の新たな段階にとってもますます重要な位置を占めつつある。

はじめに

中国は1978年12月の第11期三中全会において、改革開放政策に転換した。経済改革と呼ばれる市場メカニズムの導入政策の推進と対外開放政策と呼ばれる輸出振興と外資導入政策を実行し、長期にわたる経済の高度成長を遂げてきた。経済改革については、国有企業改革が中心であり、特に、有力な大企業の国際競争力の強化が中心課題であった。

しかし、1993年に「社会主義市場経済」が提起されて国有企業改革の方向性が定まると、地方政府が管轄する中小の国有企業が民営化され、農村で発展した郷鎮企業も所有制改革で民営企業となった。このようにして生まれた中小企業を如何に発展させるかが中国政府の新たな課題となったのである。

このような流れの中で、中国の内外において

中国の中小企業に関する研究が盛んになった。中国においては、年鑑や藍皮書、研究報告書などの形式で中小企業の現状や課題、政策などに関する研究が盛んになってきた。日本においても中国の中小企業に関する研究は徐々に増えつつある。筆者の知るところ、駒形哲哉（2005）の研究は先駆的且つ包括的である。また、中国現地でのヒアリングをもとにした関満博（2006）や同（2008）は地域を絞った研究である。さらに、最近では、神宮健（2015）などの「融資難」の研究が多い。また、翁貞瓊ほか（2013）や北薈（2014）など、雇用関係などに絞った本格的な中国中小企業の研究も出てきている。

そこで、本稿の課題は中国における中小企業の位置づけについて初歩的な検討を試みることである。

そのために、第1に、中小企業の定義について確認し、第2に、中小企業の現状を利用可能

な統計を用いて概観する。第3に、中小企業の長期的発展過程を確認した後、第4に、中小企業の課題とその変遷について検討する。

1. 中国における中小企業の定義

中国の経済発展と経済発展戦略の変化に伴って、中国の中小企業の定義にも大きな変化が見られた¹⁾。

まず、建国当初から第1次五ヵ年計画までは、機械設備を有する場合は15人以下、機械設備がない企業では30人以下が中小企業に区分され、

従業員数のみに注目した簡便な基準が設けられていた（図表1）。その後、大躍進期から調整期を経て文化大革命期までは、従業員数に加えて固定資産総額の基準も導入され、従業員数の基準も500人未満までと拡大されるに至った。このように、改革開放政策への転換が図られる前の中国では、業種による差異が考慮されない単純な定義が採用されていたことになる。

因みに、日本の「中小企業基本法」（1963年）ではすでに製造業等、卸売業、サービス業、小売業の4業種に資本金と従業員数が中小企業とみなす基準として採用されていた²⁾。また、1999

図表1 中国における中小企業の定義の変遷

時 期	区分指標	中小企業の範囲
1949-1957年	従業員数	1. 機械設備を有する15人以下 2. 機械設備を有しない30人以下
1958-1978年	1. 従業員数 または 2. 固定資産総額	1. 500人未満 2. 固定資産300万元以下
1979-1987年	1. 生産量 または 2. 固定資産総額	1. 年間生産量の例示 1) 鉄鋼業10万トン以下; 2) 石炭業50万トン以下; 3) 紡績業5万鍾以下; 4) 時計製造業40万個以下など 2. 固定資産800万元以下
1988-2002年	1. 生産量 または 2. 固定資産総額	1. 年間生産量の例示 1) 鉄鋼業10～20万トン以下; 2) 石炭業90万トン以下; 3) 紡績業 5万鍾以下; 4) 時計製造業50万個以下など 2. 固定資産1千万元以下

（出所）池仁勇（2014）による。

1) 池仁勇（2014）による。また、宋偉（2014）にも中小企業の定義・区分に関する記述がある。なお、本節は黄完晟（2016）、148-151頁による。

2) みずほ総合研究所・中国商務部国際貿易経済合作研究院（2008）1頁を参照したものである。

図表2 日本における中小企業・小規模企業者の定義

(1) 中小企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は
	常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は
	常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は
	常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は
	常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(2) 小規模企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員 5人以下

(出所) 中小企業庁「中小企業・小規模事業者の定義」

(<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html> 2015年4月18日確認)

年の「新中小企業基本法」では、製造業等の資本金が1億円以下から3億円以下に引き上げられている（図表2参照）。

中国において、中小企業の定義が大きく変化するの、は、改革開放政策が開始された1979年以降である。第1の変更点は、それまでの従業員数の基準がなくなり、代わりに生産量が導入されたことである。第2に、業種別の基準が採用されたことが挙げられる。ただし、業種は鉄鋼業、石炭業、紡績業及び時計製造業の4つであり、それぞれの生産量基準以下の場合中小企業と見なすものとなっている。第3に、固定資産総額の基準は、800万元以下に引き上げられた。

1988年にも基準の改定が行われたが、生産量と固定資産総額による区分の構造は踏襲され、

その数量及び金額の上限が引き上げられた項目があっただけである。

中国において、更に新しい区分が適用されるようになったのは2003年の「中小企業標準暫定規定」によるものとされる³⁾。この定義は、「中小企業促進法」の制定に伴って、国家経済貿易委員会（当時）、国家計画委員会（当時）、財政部、国家統計局が共同で交付したもので、基準となる指標として、従業員数、販売額（営業収入）及び資産総額の3つの基準を採用している。業種の区分はサービス業を含む7つとなっており、1979年の基準よりはるかに詳しい区分となっている⁴⁾。特に、それまで軽視されてきたサービス業が追加されたことは意義がある。

その後、2011年には国家統計局によって、

3) みずほ総合研究所ほか（2008）、22頁による。同書23頁にもほぼ同様の表があるが、零細企業に関する基準は載せられていない。

4) 詳しくは、駒形哲哉（2005）、18から47頁を参照されたい。

2003年の基準をベースとした更に詳細な業種区分を伴う定義が制定された⁵⁾。

図表3は国家統計局の資料のから大企業の基準を除き、更に、16業種に分けられた基準から主要な8業種を抜き出したものである。この規模別企業定義は、工業和信息化部、国家統計局、国家発展改革委員会、財政部といった関係部門の調整のもとで作成されたものである。

このことは、中国政府が企業規模を大型、中型、小型及び微型の4つに分類し、規模別の管理に注力する姿勢を明確にしていることを表すものであり、従来の所有制別の管理に置いていた軸足を、特に中小企業、零細企業に目を向けたものに移しつつあることを意味しているものと思われる。

図表3 中国における現在の中小企業の定義

業 種	指 標	単位	中型企業	小型企業	零細企業
農林牧漁業	営業収入	万元	500以上20,000未満	50以上500未満	50未満
工業	従業員数 営業収入	人 万元	300以上1,000未満 2,000以上40,000未満	20以上300未満 300以上2,000未満	20未満 300未満
建築業	営業収入 資産総額	万元 万元	6,000以上80,000未満 5,000以上80,000未満	300以上6,000未満 300以上5,000未満	300未満 300未満
卸売業	従業員数 営業収入	人 万元	20以上200未満 5,000以上40,000未満	5以上20未満 1,000以上5,000未満	5未満 1,000未満
小売業	従業員数 営業収入	人 万元	50以上300未満 500以上20,000未満	10以上50未満 100以上500未満	10未満 100未満
交通運輸業	従業員数 営業収入	人 万元	300以上1,000未満 3,000以上30,000未満	20以上300未満 200以上3,000未満	20未満 200未満
ホテル・飲食業	従業員数 営業収入	人 万元	100以上300未満 2,000以上10,000未満	10以上100未満 100以上2,000未満	10未満 100未満
情報通信業	従業員数 営業収入	人 万元	100以上2,000未満 1,000以上100,000未満	10以上100未満 100以上1,000未満	10未満 100未満

(出所) 国家統計局官網 (2011) より主要7業種を抜粋。

(注) 指標が複数ある場合、中型、小型企業は指標の下限を同時に満足するものとし、零細企業はどちらか一方満たすものとする。

5) 国家統計局官網 (2011) による。

2. 中国における中小企業の現状

中国の中小企業の現状を把握するためには、統計の吟味が必要である。しかし、中国の中小企業に関する統計には大きな問題が存在する。それは、工業統計以外では企業数や生産額などの規模別のデータが存在しないことである。

中国の研究者は中小企業≡民営企業ととらえている⁶⁾。彼らによれば、現在の国有企業は大企業であり、民営企業には大規模企業な企業はほとんど存在しないので、後者を中小企業と考えて問題はないのである。ただし、このような考え方は、民営企業にも発展して株式市場に上場するような企業が多数出てくれば、変更せざるを得ないことになるかもしれない⁷⁾。

とはいえ、ここでは民営企業がほぼ中小企業であると見なして議論を進めることにしよう。

ここでは、中小企業の動向を確認するために3つの統計を利用することにする。第1の統計は、中国統計年鑑の「法人企業単位数」である。第2の統計は、国家市場監督管理総局のデータであり、第3は、工業統計のデータである。

(1) 法人企業単位数

まず、法人単位数は、企業法人、事業法人、機関法人、社会团体及びその他の法人に分類される。さらに、企業法人は図表4のように分類される。香港、マカオ及び台湾からの投資企業とそのほかの外資企業を除いたものが、内資企業であり、そのなかでも最も数が多いのが「私営」企業（民営企業＝中小企業）ということになる。2019年中国に存在する2,100万社以上の企業（企業単位）のうち民営企業は約1,900万社に上り、企業法人単位の約90%を占めるのである。これに対して、国有企業は約7万5,000社であり0.4%に過ぎない⁸⁾。

図表4 登記注冊類型による企業法人単位数
(2019年)

	企業数 (社)	構成比 (%)
企業単位数	21,091,270	100.0%
内資企業	20,840,125	98.8%
国有企業	74,547	0.4%
集団企業	103,163	0.5%
股份合作企業	28,333	0.1%
聯營企業	5,657	0.0%
有限責任公司	1,546,236	7.3%
股份有限公司	121,544	0.6%
私営	18,921,928	89.7%
港、澳、台投資企業	133,752	0.6%
外商投資企業	117,393	0.6%

国家統計局編（2020）、22ページより作成。

6) 中国における中小企業研究の専門家である池仁勇らもそのように述べている（池仁勇 2014）。また、駒形哲哉（2012）、14-15 頁には「非公有制企業」を「中小企業」と呼び変えたという側面もある、と政治的な意図にも言及している。

7) 高雲龍主編（2020）、7 頁によれば、株式市場に上場している民営企業は2019年第3四半期までの累計で2,216社にまで増加している。

8) 国家統計局編（2020）、22 ページ。

(2) 国家市場監督管理総局のデータによる把握

国家市場監督管理総局（以前は国家工商行政管理総局）のデータで中小企業の位置付けについて確認しておこう。それによると、2018年末に中国全土に実在する市場主体の数は、1億1,020万社で前年比12.3%の増加であった⁹⁾。そのうち、企業（内資企業と外資系企業を含む）は3,474万社、个体工商業が7,329社、農民專業合作社が217万社であった（図表5）。

2018年の企業の伸びは前年比14.5%であったが、2013年に比べると2倍以上に増えており、経済主体全体に占める割合も25.2%から31.5%へと6.3ポイントも上昇した。2013年時点で見ると私営企業が1,254万社で、全企業数の82.1%という構成になっていたが、2018年では3,143社、全企業の90.5%を占めるまでになり、その地位が高まっている。私営企業が企業全体に占める割合は、1992年の2.3%から2018年の90.5%にまで上昇しており、中国の経済改革が深化する過

程で私営企業は既に中国経済の発展において重要な役割を果たすに至っているといえる。

図表6は、私営企業の発展状況について2004年から2017年の企業数、従業員数及注冊資金の別に概観したものである。これによると、企業数などの指標はこの間も順調に伸びていることが確認できる。従業員数総数は4倍になっているが、企業1人当たりの従業員数は2004年の12.5人から2017年には7.4人へと小規模化が進展していることがわかる。注冊資金（登録資本と訳すことができる）も大幅に増加しているが、1社当たりの金額が同じ期間で約6倍になっている。このように、私営企業は企業数の伸びが著しく、登録資本も増強されているものの、1社当たりの従業員数は小規模化していることが確認できる。

国家市場監督管理総局のデータの利点は、図表7のように、個人経営者である「个体工商戸」の状況がわかることである。企業数、従業員数

図表5 各種の市場主体数（単位：万社）

	2013年 (万社)	構成比 (%)	2018年 (万社)	構成比 (%)	2018/2013 (倍)
企業	1,528	25.2%	3,474	31.5%	2.27
内資企業	1,483	24.5%	-	-	-
私営企業	1,254	20.7%	3,143	-	-
外資企業	44.6	0.7%	-	-	-
个体工商戸	4,436	73.2%	7,329	66.5%	1.65
農民專業合作社	98	2.4%	217	2.0%	1.52
総計	6,062	100.0%	11,020	100.0%	1.82

（出所）林漢川、秦志輝、池仁勇主編（2014）、林漢川、秦志輝、池仁勇、陳行泰主編（2020）より作成及び高雲龍主編（2020）より作成。

9) 林漢川、秦志輝、池仁勇主編（2014）、林漢川、秦志輝、池仁勇、陳行泰主編（2020）より作成及び高雲龍主編（2020）による。

図表6 2004-2017年全国私営企業發展情況

年	企業数量		従業員		注册資金	
	社数 (万社)	増加率 (%)	従業員数 (万人)	増加率 (%)	注册資金 (兆元)	増加率 (%)
2004	402	22.4	5,017	16.7	4.8	35.8
2005	472	17.3	5,724	14.1	6.1	27.1
2006	544	15.3	6,586	15.1	7.6	24.6
2007	603	10.8	7,253	10.1	9.4	23.7
2008	657	9.0	7,904	9.0	11.7	24.5
2009	743	13.1	8,607	8.9	14.6	24.8
2010	846	13.8	9,418	9.4	19.2	31.5
2011	968	14.5	10,354	9.9	25.8	34.4
2012	1,086	12.2	11,296	9.1	31.1	20.5
2013	1,254	15.5	12,522	10.8	39.3	26.4
2014	1,546	23.3	14,390	14.9	59.2	50.6
2015	1,968	27.2	16,395	13.9	90.6	52.9
2016	2,215	12.6	18,200	11.0	130.5	44.1
2017	2,726	23.1	20,056	20.1	165.4	26.7

(原資料) 中国国家市場監督管理総局の資料

(出所) 池仁勇, 劉道学, 林漢川, 秦志輝等 (2018), 10 頁。中国中小企業年鑑編委会編 (2018) により 2016 年及び 2017 年の値を一部修正した。

図表7 2004-2017年全国個体工商戸發展情況

年	企業数量		従業員		注册資金	
	社数 (万社)	増加率 (%)	従業員数 (万人)	増加率 (%)	注册資金 (兆元)	増加率 (%)
2004	2,351	-0.1	4,587	6.7	5,058	35.8
2005	2,464	4.8	4,901	6.8	5,810	14.9
2006	2,596	5.3	5,160	5.3	6,469	11.3
2007	2,742	5.6	5,496	6.5	7,351	13.6
2008	2,917	6.4	5,776	5.1	9,006	22.5
2009	3,197	9.6	6,585	14.0	11,900	32.1
2010	3,453	8.0	7,098	7.8	13,400	12.6
2011	3,757	8.8	7,945	11.9	16,200	20.9
2012	4,059	8.1	8,628	8.6	17,800	9.9
2013	4,436	9.3	9,336	8.2	24,300	36.5
2014	4,984	12.3	10,585	13.4	29,300	20.6
2015	5,995	20.3	11,682	10.4	36,997	26.3
2016	5,930	-1.1	12,826	9.8	-	-
2017	6,597	11.3	-	-	48,744	-

(原資料) 中国国家市場監督管理総局の資料

(出所) 池仁勇, 劉道学, 林漢川, 秦志輝等 (2018), 11 頁。

及び登録資金の3つの指標はいずれも増加傾向であるばかりでなく、後二者の1事業者当たりの数字も増加している。

(3) 工業統計による中小企業の把握

中国の中小企業の概要を把握するためのもう1つの有効な手段は、国家統計局による「规模以上工業企業主要指標」のデータであるといわれている。統計上のデータとして中小企業を規模別に追跡できるのが製造業を中心とするいわゆる「工業」である。ここで、「规模以上」とするのは、年間の生産額が2,000万元以上の規模

を持つという意味である¹⁰⁾。

図表8のように、2016年の规模以上工業中小企業の絶対数は、317,161社で、规模以上工業企業全体の87.3%を占めた¹¹⁾。中小企業の数量に加え、資産規模も引き続き増大している。同年の資産規模は58兆4,494億元で前年比6.8%の伸びとなった。収益面もこのところ良好であり、利潤総額は44,594億元に達した。雇用でも、2012年に若干の落ち込みは見られたものの、2016年の规模以上工業企業の従業員全体の64.7%を占め、6,250万人を数える。

図表8 2003-2016年全国规模以上中小工業主要経済指標

年	企業単位数 (社)	工業総生産額 (億元)	資産合計 (億元)	主營業務収入 (億元)	利潤総額 (億元)	従業員数 (万人)
2003	194,238.0	93,357.0	102,530.5	90,619.2	4,501.3	4,441.9
2004	274,340.0	132,348.5	136,819.2	127,867.6	6,392.0	5,244.6
2005	269,332.0	160,355.1	149,705.9	154,855.4	8,001.1	5,313.5
2006	299,276.0	204,249.6	177,467.9	197,290.7	10,900.3	5,636.2
2007	333,858.0	264,319.1	214,306.2	254,621.1	15,743.3	6,052.1
2008	422,945.0	337,981.1	267,019.4	327,282.4	20,043.6	6,867.1
2009	431,110.0	372,498.9	300,568.9	361,821.7	23,644.6	6,787.7
2010	449,130.0	468,643.3	356,624.9	459,727.2	35,419.3	7,236.9
2011	316,498.0	492,761.5	332,798.0	482,937.1	34,962.6	9,535.7
2012	334,321.0	-	388,802.0	544,627.0	36,740.2	6,129.0
2013	343,000.0	-	442,657.5	619,277.2	38,154.8	6,376.3
2014	367,995.0	675,597.8	506,410.3	670,286.8	41,804.1	6,572.7
2015	319,445.0	691,768.9	547,369.9	688,265.6	42,604.6	6,481.5
2016	317,161.0	760,613.4	584,494.2	722,500.0	44,893.6	6,250.3

(原資料) 中国国家市場監督管理総局の資料

(出所) 池仁勇、劉道学、林漢川、秦志輝等(2018)、12頁。

10) 中華人民共和國国家統計局編(2014)、396頁には、統計範囲について、2011年の基準をもとに年間主要營業收入(売上高)の工業企業(すなわち规模以上工業企業)を採用している旨の説明がある。

11) 池仁勇、劉道学、林漢川、秦志輝等(2018)、10から11頁を参照した。なお、原出所は中華人民共和國国家統計局工業統計司編(2017)である。

ここで、2012年の数字をもとにして、中小工業企業の概要と業種別構造について検討しよう。

2012年における規模以上中小工業企業数は規模以上工業企業全体の97.3%を占める¹²⁾。また、資産規模では50.6%、主要営業収入では58.6%、利潤総額では59.3%、輸出額では41.5%などとなっている。このように中小工業企業は企業数で圧倒的多数を占め、資産、売上などの指標では約6割、輸出で4割を占める存在である。

業種別に企業数をみると、非金属鉱物製品製造業が中小企業中の8.6%でトップを占めるが、化学原料および化学製品製造業、農副食品加工業、通用設備製造業、電気機械および器材製造業、繊維業が6%台、金属製品業、プラスチック製品業、専用設備製造業、繊維服装が4から5%台である。これらはいわば中国中小企業における十大業種ということになるであろう。この十大業種は、合計で20万社にのぼり、中小工業企業の約6割にあたる。このように、企業数で見た場合、非常に多様性があり、突出した業種が存在しないことがわかる。

しかし、売上ベースで工業企業中の比重を見て行くと、非金属鉱物製品製造業が89.0%、農副食品加工業が83.0%、金属製品業も82.2%と業種の売上のほとんどを占めている。また、化学原料および化学製品製造業、通用設備製造業、繊維業の3業種は70%台を占めている。やはり、上記の十大業種の大半は各業種でも非常に重要な役割を果たしていることが確認できる。

ただし、各業種の輸出額全体に占める中小工

業企業のシェアとなると、若干様相が異なる。すなわち、輸出額で中小企業の比重が高いものには、文教、工芸美術、体育および娯楽用品製造業が全体の81.8%を占めているのが特徴的である。そのほかの業種では、金属製品業、化学原料および化学製品製造業、さらに、皮革、毛皮、羽毛およびその製品および靴製造業がそれぞれ約70%である。国内市場向けで中小企業のシェアが高い業種と海外市場向けでは、主力業種が異なることは確認すべきである。

このように、中国においては、すべての業種を網羅する企業数のデータは存在しない。研究者の間では、一般に、工業統計が有益であると考えられている。製造業を含む全体の動向は、上述のように工商管理局の「注冊」(登記)データのなかの「私営企業」をもって代表させることができるが、あくまで便宜的なものである。中小企業研究の今後の発展のためには、統計の整備が大きな課題であるように思われる。

12) この部分に関しては、黄完晟(2016)、152頁による。中国中小企業年鑑編委会編(2013)、103から111頁を参照。

3. 中国における中小企業の発展過程

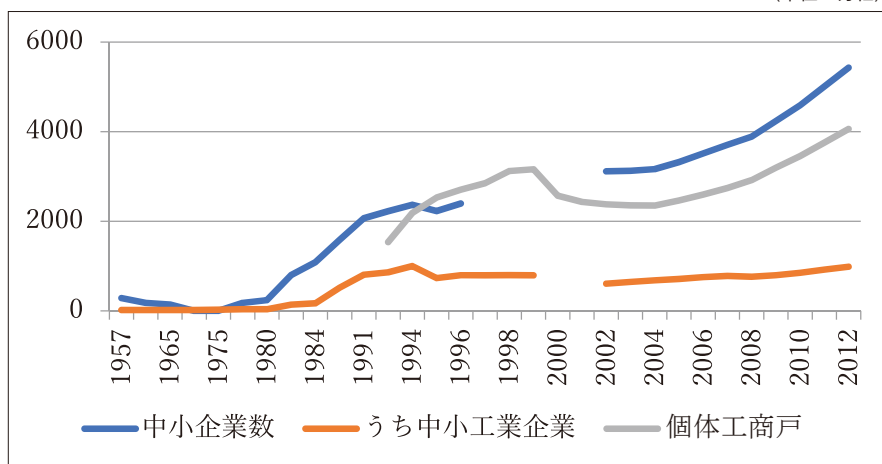
中国における中小企業の発展段階について検討しておきたい。この点に関して、池仁勇は建国以来の中小企業の発展段階を4つに分けている¹³⁾。以下では、この時期区分に従って、中小企業の発展過程を概観しておこう。なお、中小企業の長期的な統計に関しては、図表9を参照されたい¹⁴⁾。また、各段階に関する記述の中には、筆者による若干の解釈も織り込まれていることをお断りしておきたい。

(1) 初期段階（1949-1957年）

新中国建国の初期の1949年から52年は通常「復興期」と呼ばれ、国民経済の発展こそが急速な復興の近道とされた。中国では民間の個人手工業は長い伝統を持っており、個人手工業の改造が中国の中小企業発展のスタートの手段とみなされた。1953年からは「第1次五カ年計画（1953 - 1957年）」が始まり、「社会主義工業化」政策が実施された。その一環として、都市手工業の社会主義改造が行われ、1956年末には手工業者合作化¹⁵⁾が基本的に達成された。すなわち、91.7%の手工業労働者と99.9%の私営企業がすべて公私合営企業に変わったのである。

図表9 中国中小企業数の主要な構成

(単位：万社)



(出所) 池仁勇 (2014) による。

(注) データには年度によっては欠損がある。

13) 本節は黄完晟 (2016), 153-156 による。なお時期区分は池仁勇 (2014) による。

14) 図表9の元となっているデータについては、池仁勇の前掲の講演資料において示されたものである。このような比較的長期の時系列データは、筆者の確認した範囲では例がなく、非常に貴重なものである。しかし、具体的な数字に関しては更なる検討の余地があることを確認しておきたい。

15) いわゆる「合作化」とは協同組合化と言い換えてよい。従って、「手工業合作社」は手工業者の生産協同組合ということになる。

1957年末までには、小型工業企業の企業数が17万社になったが、そのうちの9割が手工業合作社であった。第1次五ヵ年計画期には、工業総生産高が年平均14.1%増と高度成長を実現したが、これらの中小企業が当時の国民経済発展に大きな役割を果たしたと言われている。

(2) 停滞段階（1958-1979年）

この時期に中小企業の所有制改革が実施された。一定規模の中小企業を国営企業に改造し、その他の企業を集団企業に改造するものであった。いわゆる「伝統的な計画経済」の時代には、生産手段、雇用及び商品の資源配分がすべて政府によりコントロールされていた。そのなかで、政府は私営経済の発展を厳しく規制し、労働者による私営中小企業経営のインセンティブは抑えられた。そのため、中小企業の企業数が減少し、個人企業はほとんど存在しなかった。したがって、この時期においては、国民経済は著しく活力に欠け、失業率が高く、商品の供給不足が激しかったと言われている。

(3) 高度成長段階（1980-1994年）

1978年12月の第11期三中全会以降、農村経済体制改革が開始された。生産責任制の実施により人民公社が解体され、農民の生産意欲が向上した。

他方、農村部には大量の余剰労働力が出現した。そのため、「農村で郷鎮企業を育成する」政策が打出された¹⁶⁾。郷鎮企業の生産手段については政府の計画的供給や補助がなかったが、郷

図表 10 郷鎮企業の種類

類別	名 称	設立主体など
第1類	郷営企業	郷政府が創立
第2類	村営企業	村委会が創立
第3類	農民連営創業、郷村連営創業など	
第4類	個人企業	

（出所）池仁勇（2014）による。

図表 11 中国郷鎮企業の発展の軌跡

年	企業総数 (万社)	比 重 (%)		
		郷政府	村政府	個人及び 連合経営
1979	152.5	21.0	79.0	Na
1980	142.5	23.7	76.3	Na
1982	136.2	25.1	74.9	Na
1984	606.5	6.6	24.1	69.3
1986	1,515.3	2.8	8.6	84.9
1988	1,888.2	2.2	6.2	91.6
1990	1,850.4	2.1	5.8	92.1
1992	2,091.6	1.9	5.4	92.7
1994	2,494.5	1.7	4.9	93.4
1996	2,336.3	1.7	4.9	93.4

（出所）池仁勇（2014）による。

鎮企業の経営システムは市場への対応力が強く、労働生産性も国有企業より高く、強い市場競争力を持っていた。様々な中小企業が農村部で発展したことにより農村での閉鎖的な自然経済のシステムは崩れ、市場経済が浸透していった。中国の農村部では新たな中小企業創業のブームが起こったのである。郷鎮企業は国家から資金や技術の援助を受けることができなかったため、主に自己調達資金によって中小企業を起業した。

16) 郷鎮企業は、「郷」（中国の行政単位で、日本の「村」に当たる）と「鎮」（同じく、「町」に当たる）には、図表10のような分類がなされており、名称は町営・村営企業を意味するが、図表11にみるように、時間の経過とともに個人経営あるいは私営企業の色合いが濃くなった。1990年代末頃からそうした実態に合わせた民営化の改革が進み、今日に至っている。

(4) 調整・向上段階（1995 以降）

中国の中小企業は、伝統的産業、労働集約型産業に集中している。企業の立地や技術レベル、製品の種類などが同一であるため、価格競争が激しい。従って、中小企業の利潤は低く、工業技術の発展は制限された状態である。この問題を解決するため、1994 年から企業連合、合併による企業のグループ化が実施された。地方政府の一部は企業連合を促進した。その結果1995年工業の中小企業数は前年比267万社（26.7%減）と大幅に減少した。しかし、企業のグループ化は期待されたほどの結果はもたらさなかった。

1997 年アジア金融危機以後は中小企業の発展が再び重視されるようになった。1998 年、国家経済貿易委員会は中小企業司を設立した¹⁷⁾。また、翌年には科学技術型中小企業の革新基金が創設され、さらに、2002 年には年全国人民代表大会において「中小企業促進法」が採択されたのである。

このように、新中国誕生後の中小企業は、初期段階では、手工業合作社（協同組合）として登場し、大躍進期、調整期そして文化大革命の時期では停滞した。停滞期においては、上記では触れられていないが、中小企業は農村人民公社における社隊企業という形で公社内部の工業部門として存在していた。改革開放期初期の高度成長段階においては、その社隊企業を母体としていわゆる郷鎮企業が生まれ、一時は中国全体の工業生産額の半分を占めることもあったと言われるほど繁栄し、外資の委託生産や国有企

業の下請けの役割を果たして輸出主導型の中国経済の発展を支え、農村における余剰労働力の吸収の役割なども担ってきたのである。その後の調整・向上段階では、郷鎮企業の生産分野への外資系企業の進出や所有制改革の中で郷鎮企業は、国有企業改革で民営化された地方国有企業などとともに民営企業や中小企業として形を変えて発展してきたのである。このように、中国の中小企業は、その発展段階によって、様々な形式で都市や農村でスポットライトを浴びてきたが、2000 年代に入って「中小企業」として認識され、政府の政策的な援助のもとに発展することとなったといえるのである。

4. 中国の中小企業の課題とその変化

中国においては、中国の中小企業が抱える課題に関する研究は多数存在する¹⁸⁾。ここでは、中国の中小企業の抱える課題がどのように認識され、それがどのように変化したのかについて検討する。

これらを代表する池仁勇の研究では、2014 年時点の中小企業の課題を次の3点に整理している¹⁹⁾。

- ①中小企業経営が「粗放型」の発展を遂げてきた
- ②中小企業の地域分布にアンバランスがある
- ③中小企業の「融資難」問題が深刻であること

17) 駒形哲哉（2005）、37 頁が詳しい。なお、同書には、中央の中小企業司の設立に呼応して、地方政府でも同様の機構が整備されたことについても言及がある。

18) この論点に関しては、代表的なものだけでも、池仁勇、林漢川等（2012）及び李子彬、劉迎秋主編前掲書などの研究がある。

19) 池仁勇（2014）による。

第1に、粗放型経営からの脱却については、今の中小企業が社会主義計画経済のもとで「不足の経済」から出発し、高い経済成長のもと品質に関わらず作れば売れるという状況のもとで中小企業は成長をとげてきたが、大方の企業がWTO加盟などによる市場環境の変化に対応できていない点を指摘している。現在の中小企業が郷鎮企業、中小国有企業など出自は異なるが、同様の課題を突きつけられているということが言えよう。第2に、中小企業の発展が東部沿海部に偏っている点は、地域ごとに経済発展の格差が存在する中国においては当然のことである。第3に、資金調達の困難性である。中小企業は主に民間の高利融資に依存しており、国有銀行から資金調達は非常に難しく資金調達コストも大型企業の2倍である。このことが中小企業の発展を妨げている重要な要因の1つである。この点に関しては政策的な視点からの研究が多数確認でき、中小企業支援政策とも関連する非常に重要な問題であることがわかる²⁰⁾。

以上の3点は、2014年時点での標準的な課題と捉えることができる。また、張春生を中心とする研究²¹⁾では、まず、既存の問題として、第1に、融資難、融資コスト高の問題が依然として存在すること、第2に、賃金コスト上昇問題が企業の発展を制約していること、第3に、いわゆる技術革新を保障する体制が未だに未構築であること、第4に、公共サービスによるサポートシステムの構築が完全でないこと、第5に、企業の技術水準が低く、広く創新がみられないこと、第6に、大企業の支払い遅延問題が依然深

刻であること、を挙げている。更に、新たな問題として、第1に、賃金の上昇、資源価格の上昇海外市場の需要低迷など困難の状態化、第2に、中国製造業の競争力低下、第3に、「転型昇級」に対する誤った認識、第4に、中小企業の税負担と各種税外負担の増大、第5に、転型昇級の基礎条件の欠如、という5点が指摘されている。

2018年時点では、次の5点が中小企業の課題として重視されている²²⁾。

- ①税・費用負担が重い
- ②市場が低迷して競争が激化している
- ③原材料価格高騰と生産コスト上昇
- ④労働コストの上昇と社会保障費負担の増加
- ⑤中小企業への融資難の未解決

税金や地方政府への費用負担には、国家レベルの優遇政策は一部実行されているものの、対象となる企業は限られ、優遇のレベルも低い。地方政府では景気後退による税収低下の懸念から、優遇には消極的である。

銅材、石炭、石油などの原材料、エネルギー価格の上昇のスピードが速いことが生産コストの上昇につながっているが、賃金や社会保障負担の増加も問題である。各地で最低賃金が引き上げられ、社会保障負担の基準も上昇している。保険負担軽減措置も講じられたが、下げ幅は小さい。中小企業は賃金が低いが、社会全体の平均賃金に基づいて決められる社会保険の費用は中小零細企業にとっては非常に重いものとなっ

20) この点に関しては、史建平主編（2013）など各種の報告書で詳しく論じられている。これは中小企業分野では主要な研究テーマとなっているが、紙幅の関係で別項に譲らざるを得ない。

21) 張春生主編（2014）、25から33頁を参照した。

22) 中国中小企業年鑑編委會編（2018）、260-261頁を参照。

ている。

ある調査では、融資を希望する中小企業の満足度は低く、改善は見られない。銀行による貸し渋りや融資の圧縮、融資の選別、融資取りやめなども見られ、銀行の中小企業向け貸出利率も30%前後に高止まりしているとの指摘がある。

以上のような中小企業の困難に対して、近年、中央政府や地方政府による中小企業政策が多数うち出されるようになった。2012年から2019年までに中央政府が提出した中小企業関連政策は78にのぼる。中でも、2015年には1年で17もの政策が出された²³⁾。2018年に出された中央政府レベルの総合的な中小企業政策・措置は主なものでも8本ある²⁴⁾。また、金融財政政策では5本、産業政策では4本、創新創業政策でも5本ある。また、地方政府も中小零細企業救済のための政策・措置を多数出している。中小企業・民営企業に関する総合的な政策は10省市に15本、民営経済発展措置として28省市で171の政策が出されている。このように、短期間に中央、地方政府が相次いで中小企業政策を展開している背景には、供給側改革の更なる浸透の要請や内需主導の経済成長の必要性、「国進民退」批判に対する対応などがあるものと思われる。

おわりに

まず、本稿で述べてきたことについて確認しておきたい。第1に、中国の中小企業の定義は何度かの変遷を経てきたが、2003年の「促進法」の制定時に概ね整備された。日本の中小企業の定義より業種分類が多いことが特徴である。特に、従来の所有制による企業管理から規模による企業管理へと舵を切ったものとなった。第2に、中国の中小企業の現状を把握するためには、中小企業に関する統計データを吟味する必要があるが、日本のように企業の規模別統計が完全ではないため、複数のデータを用いる必要がある。利用可能な統計からは、中国の中小企業が「促進法」制定後に量的な発展を遂げてきたことが明らかになった。第3に、中国の中小企業は21世紀になって生まれたものではなく、計画経済時代にも人民公社下の社隊企業や都市の集団所有制企業のような形で存在していた。改革開放後の農村では郷鎮企業などとして存在した。1990年代末の国有企業の戦略的再編の中で中小の国有企業が民営化し、郷鎮企業も所有制改革の一環として民営化されるなどして今日の姿になってきたことを確認した。第4に、「促進法」制定直後中小企業の課題は、技術・経営の後進性、発展の地域格差、融資難などが指摘されていたが、中小企業の発展とともに、これらの問題に加えて、賃金をはじめとするコスト高、税・費用負担などが加わった。中小企業の発展と重要性が増すなかで、最近、中央政府や地方政府が中小企業・民営企業援助策を次々に実施している。

23) 張競強、包月陰主編（2019）、23-28頁。

24) 詳細は林漢川、秦志輝、池仁勇、陳行泰主編（2020）、32-61頁を参照されたい。

以上のように、中国の中小企業は、「促進法」の制定を機に新たな発展段階を迎え、ここに来て政府の支援の拡充も目に見えて進んできた。中小企業自身の急速な発展によって、中国政府も経済における中小企業の位置づけを確認し、その重要性について認識していることがわかる。しかし、中小企業支援策を実質化するためには、関連する法規や政策の制定とともに、関連統計の整備が必要である。それによって、より効果的な政策の実施も可能となるのではなかろうか。今後は、中国の中小企業政策とその効果などについて詳細な分析が必要であろう。また、中小企業の海外展開などグローバル経済とのつながりについて検討することも重要である。

参考文献

(中国語)

- 池仁勇, 林漢川等 (2012)『転型期我国中小企業發展的若干問題研究』中国社会科学出版社
- 池仁勇, 劉道学, 林漢川, 秦志輝等 (2018)『中国中小企業景气指数研究報告 (2018)』社会科学出版社
- 大成企業研究所編著 (2019)『2019年民間投資與民營經濟發展重要数据分析報告』中華工商聯合出版社
- 高雲龍主編 (2020)『中国民營經濟發展報告 No.16 (2018-2019)』中華工商聯合出版社
- 国家統計局官網国家数拠 (2015)「年度数拠」(<http://data.stats.gov.cn/workspace/index?m=hgnd>, 2015年6月30日確認)
- 国家統計局編 (2020)『中国統計年鑑 2020』中国統計出版社
- 国家統計局官網 (2011)「国家統計局關於印發統計上大中小微企業割分辦法的通知」国統字〔2011〕75号 (http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjbz/201109/t20110909_8669.html, 2015年6月30日確認)
- 林漢川, 秦志輝, 池仁勇主編 (2014)『中国中小企業發展報告 2014』北京大学出版社
- 林漢川, 秦志輝, 池仁勇, 陳行泰主編 (2020)『中国中小企業發展報告 2019』北京大学出版社
- 李子彬, 鄭文堂主編 (2018)『中国中小企業 2018 藍皮書—民營企業投資狀況分析及对策建議』經濟管理出版社
- 李子彬, 劉迎秋主編 (2014)『中国中小企業 2014 藍皮書—經濟轉型与中小企業發展』中国發展出版社
- 攀愛霞 (2014)『涌動的活力：中国私營企業主階

層探析』電子科技大学出版社
 史建平主編（2013）『中国中小企業金融服務發展報告（2013）』中国金融出版社
 宋偉（2014）『社会転型時期中小企業倫理建設研究』清華大学出版社
 蘇耀杉（2005）『中国中小企業發展 挑戰和对策』中国經濟出版社
 張春生主編（2014）『2013-2014 年中国中小企業發展藍皮書』人民出版社
 張競強，包月陰主編（2019）『中国中小企業 2019 藍皮書—新時代中小企業高質量發展研究』中国發展出版社
 中国中小企業年鑑編委会編（2013）『中国中小企業年鑑（2013）』企業管理出版社，2013 年
 中国中小企業年鑑編委会編（2014）『中国中小企業年鑑（2014）』企業管理出版社，2014 年
 中国中小企業年鑑編委会編（2018）『中国中小企業年鑑（2017）』企業管理出版社，2018 年
 中華人民共和国国家統計局編（2014）『中国統計年鑑—2014』中国統計出版社
 中華人民共和国国家統計局工業統計司編（2017）『中国工業統計年鑑 2017』中国統計出版社

（日本語）

池仁勇（2014）「中国における中小企業の発展，現状及び展望」（講演）2014 年 12 月 16 日，九州産業大学経済学会
 中小企業庁（2015）「中小企業・小規模企業者の定義」中小企業庁ホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>，2015 年 4 月 18 日確認）
 北薺（2014）『中国中小企業の企業・経営・人材管理 民営企業の多様化に迫る』勁草書房
 範立君（2013）「中小企業金融における中国の商業銀行の政策対応とその限界」、『都留文科大

学研究紀要』第 77 集（2013 年 3 月）
 黄完晟編（2016）『東アジアにおける中小企業のグローバル展開』九州産業大学産業経営研究所研究叢書，九州大学出版会
 梶谷懐，藤井大輔編著（2018）『現代中国経済論 [第 2 版]』ミネルヴァ書房
 加藤弘之（2016）『中国経済学入門』名古屋大学出版会
 駒形哲哉（2005）『移行期中国の中小企業論』日本評論社
 駒形哲哉（2012）『中国の社会主義市場経済と中小企業金融』成城大学経済研究所（研究報告 No. 60），平成 24 年 9 月 25 日発行
 九川知雄（2013）『現代中国経済』（有斐閣アルマ）有斐閣
 三浦祐介（2019）「中国の民営・小規模零細企業動向 金融支援強化が新たなリスクをもたらす恐れ」、『みずほインサイト』みずほ総合研究所，2019 年 4 月 25 日（<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/as190425.pdf>）
 みずほ総合研究所・中国商務部国際貿易経済合作研究院（2008）『中国における中小企業発展戦略—中小企業育成策と外資中小企業の対中ビジネスの現状と展望』みずほ総合研究所（みずほ総合研究所・中国商務部国際貿易経済合作研究院共同研究）
 MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ & アドバイザリー部訳（2020）「國務院『中小企業への代金支払保証条例』を公布」「MUFG Bank（China）実務・制度ニュースレター」2020 年 8 月 4 日，第 250 期
 中兼和津次『経済発展と体制移行』名古屋大学出版会，2002 年
 中兼和津次『開発経済学と現代中国』名古屋大

学出版会, 2012 年

翁貞瓊ほか (2013)『中国民営企業の雇用関係と
企業関係』明石書店

関満博 (2006)『現代中国の民営中小企業』新
評論

関満博 (2008)『中国郷鎮企業の民営化と日本企業
新たな産業集積を形成する「無錫」』新評論